

事務連絡  
平成17年3月30日

都道府県労働局労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課  
労災保険審理室長

労災保険に係る訴訟に関する応訴方針等について

特定の事件について、その訴訟追行に係る問題点及び立証方針等を取りまとめた上、当室あて報告することについては、平成10年12月21日付け事務連絡「補503「労災保険に係る訴訟に関する報告」に係る留意事項について」により対応していただいているところであるが、行政事件訴訟法の改正により原告の主張に対する反論を早期、かつ的確に行うこと等がこれまで以上に重要であることから、今般、同事務連絡を廃止し、下記のとおりとするので、留意の上対応されたい。

記

1. 平成17年4月1日以降に新規提訴された全ての事件について、事件係属通知後直ちに関係資料を収集し、事件の概要、訴訟追行に係る問題点、主張・立証方針等の応訴方針について、当室と協議すること。
2. 全ての係属事件の期日における裁判の状況を当日中に当室に報告又は説明すること。
3. 事件の経過等については、上記1及び2に係わらず、従来どおり補503により報告すること。